

2019年4月17日

各 位

会 社 名 酒井重工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 酒井 一郎
コード番号 6358 (東証 第1部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 吉川 孝郎
TEL 03-3434-3401

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方の 改訂及び執行役員制度の導入に関するお知らせ

取締役会の監督機能強化を目的に、本年4月17日開催の取締役会において、独立社外取締役が三分の一以上を占める取締役会によるモニタリング体制の構築方針を決定し、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」を下記の通り改訂することと致しました。

また取締役の総人員縮小に対して、執行役員制度を下記の通り導入することにより、機動的な業務執行体制を堅持致します。

本改訂及び執行役員制度は、本年6月27日開催予定の当社定時株主総会終了の時から発効するものとし、取締役及び執行役員の候補者は本年5月22日開催予定の臨時取締役会で決議の上、開示致します。

記

1. 「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」の改訂について

当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」を以下の通り改訂致します。

当社は、道路建設機械事業を通じて、国土開発という社会事業に貢献することを経営の基本方針とし、社会倫理に基づく「誠実で正しい姿勢」を常に追求しつつ、公明正大な自由競争の中で、世界のお客様から選択される社会的存在意義のある企業を目指しています。

この経営の基本方針に基づき、株主の皆様やお客様をはじめ、従業員・地域社会など全てのステークホルダーの方々との良好な関係を築くとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、次の体制でコーポレート・ガバナンスの向上を図って参ります。

当社は企業統治体制として監査等委員会設置会社を選択し、監督機能強化の為、取締役会体制は独立社外取締役が全取締役の3分の1以上を占める構造とします。

取締役会の運営は、取締役会の監督機能と業務執行機能の分離徹底、取締役と執行役員の連携堅持を目的として、監督機能に重点を置いたモニタリング・ボード（全取締役）と、業務執行機能に重点を置いたマネジメント・ボード（全取締役＋全執行役員）の二つに取締役会を機能分割して運営します。

モニタリング・ボードとしての取締役会は、原則として四半期に一回、代表取締役の選解任、取締役の職務執行の監督を基本的な役割として、客観的かつ中長期的視点にたった経営の監督と、指名・報酬を含む経営の方向性に関する重要事項の審議を行うものとし、経営の監督機能に重点を置いた運営を行います。

マネジメント・ボードとしての取締役会は、取締役に全執行役員を加えて構成し、原則として月に一回、経営の基本方針と体制整備の決定、業務執行の決定を基本的な役割として、業務執行に関する重要事項の報告と審議を実施するものとし、経営の業務執行機能に重点を置いた運営を行います。

各監査等委員は、取締役として取締役会の審議に参加するとともに、監査等委員会として、取締役の職務執行の監査及び監査報告書作成、会計監査人の選解任議案決定、取締役の選解任及び報酬に関する意見決定を基本的な役割として、取締役の職務執行の妥当性・適法性について経営監視を実施します。

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、計算書類及びその付属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書の監査と会計監査報告書の作成、内部統制監査及び内部統制監査報告書の作成を行います。

このようなコーポレート・ガバナンス体制の下で当社は、取締役に対する実効性の高い監督と、公正かつ迅速な業務執行決定を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保して参ります。

なお、当社が目指すコーポレート・ガバナンス体制の模式図は添付の通りです。

